ト　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション (1)　ヘ(2)から(5)まで及び(7)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) チ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 (1)　ヘ(1)、(2)及び(4)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) リ　(略) ヌ　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 (1)　ヘ(2)に掲げる事項 (2)　(略) ル　認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 (1)　ヘ(2)に掲げる事項 (2)　(略) ヲ　(略) ワ　短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護 (1)　ヘ(1)に掲げる事項 (2)～(5)　(略) カ　短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）(8)については介護保健施設サービスに限る。） (1)　ヘ(1)に掲げる事項 (2)～(9)　(略) ヨ・タ　(略) 三～五　(略) 第二・第三　(略)	ト　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション (1)　ヘ(1)、(3)から(6)まで及び(8)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) チ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 (1)　ヘ(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項 (2)・(3)　(略) リ　(略) ヌ　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 (1)　ヘ(1)及び(3)に掲げる事項 (2)　(略) ル　認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 (1)　ヘ(1)及び(3)に掲げる事項 (2)　(略) ヲ　(略) ワ　短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護 (1)　ヘ(1)及び(2)に掲げる事項 (2)～(5)　(略) カ　短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）(8)については介護保健施設サービスに限る。） (1)　ヘ(1)及び(2)に掲げる事項 (2)～(9)　(略) ヨ・タ　(略) 三～五　(略) 第二・第三　(略)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。